

法人税関係

防衛特別法人税の創設とその影響

1 はじめに

令和7年3月に、「我が国の防衛力の抜本的な強化等に必要な財源の確保に関する特別措置法（以下、防確法という。）」が改正され、「防衛特別法人税」が創設された。その創設された背景には日本周辺地域の安全保障環境の悪化などを受け、防衛力強化に係る財源確保の観点から設けられた。

2 防衛特別法人税の概要

① 納税義務者

防衛特別法人税の納税義務者は各事業年度の所得に対する法人税を課税される法人とされる（防確法8）。

② 適用関係

防衛特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下、課税事業年度といふ。）は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度とされる（防確法11）。

③ 課税標準

防衛特別法人税の課税標準は、留保金課税の適用を受ける場合を除いて、所得税額の控除、外国税額の控除、分配時調整外国税相当額の控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額（基準法人税額といふ。）から年500万円（基礎控除額）を控除した金額（以下、課税標準法人税額といふ。）とされる（防確法10①、13）。

④ 税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に4%の税率を乗じて計算した金額となる（防確法14①、15）。

また、法人税及び地方法人税

において外国税額控除の適用を受ける場合に、その法人税及び地方法人税の額から控除しきれない金額があるときは、防衛特別法人税からも外国税額控除の適用を受けることが可能である（防確法16）。

⑤ 申告及び納付

防衛特別法人税を申告する場合の申告書は、従来からの別表一に加え新たに設けられた別表一次葉一、別表一次葉二（従来の別表一次葉）の3種類の様式が必要となり、法人税、地方法人税と併せて、原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならないとされ（防確法25）、欠損金額が生じたことにより基準法人税額が0円となる場合、基礎控除額の控除により課税標準法人税額が0となる場合であっても、防衛特別法人税申告書の提出を要する。

3 防衛特別法人税の影響

上記2で基礎控除額が500万円であるため、基準法人税額が500万円以下であれば、防衛特別法人税は影響しないこととなる。通常の普通法人である中小法人（資本1億円以下）である場合には、原則として、年800万円以下の部分について15%，年800万円超の部分について23.2%の税率が適用されるため、所得金額が約2,400万円前後であるならば、基準法人税額は500万円以下となり、防衛特別法人税は課税されないケースが想定され（法法66、措法42の

3の2）、資本が1億円超の大法人である場合には、原則として、税率が一律23.2%であるため約2,150万円以下の所得金額であれば、基準法人税額は500万円以下となり、防衛特別法人税は課税されない。このことから、税負担が増加する法人においては、資金繰り等の見直しが重要となる。

また、防衛特別法人税の創設により、税効果会計を適用する法人は、税効果会計で用いる法定実効税率の算出方法の変更を要し、これに伴い繰延税金資産・繰延税金負債の金額の見直しが行われる。

4 おわりに

防衛強化のための措置として、防衛特別法人税のみならず、たばこ税の見直しも実施され、加熱式たばこについて令和8年4月1日及び令和8年10月1日に税率を引き上げ、さらに全てのたばこにつき令和9年4月から令和11年4月までの間に3段階に分けて1本当たり0.5円の税率の引き上げを実施する予定である。また、令和9年1月に所得税も実施する旨が検討され、現在103万円の壁問題や物価上昇による家計のひっ迫などにより所得税について見送られているが、今後の動向に注視する必要がある。

右山研究グループ
税理士 佐近 裕太